



倒産法の概要 2

2013.07.08

1. 前回のおさらい

前はそもそも倒産とは何か、なぜ倒産処理法が必要なのかについて説明しました。まずは、その復習からしていきます。

(1) 倒産とは

倒産とは、約束手当の不渡りによる銀行取引停止処分を指して言うことが多かったが、約束手形決済の減少により、現在の日本では、債務者が自ら負っている債務を返済できなくなった経済状態のこと、と理解されている。

(2) 倒産処理制度の必要性

では、なぜ倒産を放置せず、破産手続などに代表される倒産処理手続が必要となるのであろうか。

債権者側から見た場合、倒産状態にある債務者を放置することは、債務者資産の減少につながり、債権者の回収額が低下することとなりやすい。債務者側から見た場合には、特に自然人の場合にあてはまるが、敗者復活への道を開くことに、倒産処理手続の必要性が見いだせました。

2. 倒産法という名の法典は存在しない

話は少し変わりますが、この文章のタイトルは「倒産法の概要」とされていますが、実は「倒産法」という名称の法典は、日本には存在しません。意外に思われるかもしれませんが、あの分厚い六法全書を開いて見ても、「倒産法」という名称の法律を見つけることはできないのです。

「倒産法とは講学上の概念であり、一般的には破産手続を規律する破産法、再生手続を規律する民事再生法、更生手続を規律する会社更生法、および、特別清算手続を規律する会社法の関係諸規定などを」¹あわせたもののことであるとされているのです。

そこで今回は、倒産処理手続の種類についてその概要をご説明いたします。

3. 倒産処理手続の種類

倒産処理手続については、目的や手続開始後の管理処分権の存否などによって分類されることが多いです。

¹ 山本和彦ら「倒産法概説」(弘文堂、2008年)2頁



(1) 清算型と再建型

倒産処理手続は、まずその目的から清算型手続と再建型手続に分けられます。

清算型手続とは、債務者の持っている全ての資産を売却、処分することによって、金銭化し、その金銭を各債権者に債権額に応じて分配することを目的とする手続です。清算型の手続として、破産法が規律する破産手続、会社法が規律する特別清算手続があります。

他方、債権型手続とは、債務者の事業又は経済生活を維持すること（所得を維持すること）で再建し、再建した事業などから得られた収入を債権者への弁済の原資にすることを目的とする手続です。再生型の手続としては、民事再生法が規律する再生手続と、会社更生法が規律する会社更生手続があります。

清算型手続	破産手続	破産法
	特別清算手続	会社法 510 条～574 条、879 条～902 条
再生型手続	民事再生手続	民事再生法
	会社更生手続	会社更生法

(2) 管理型と DIP 型

次に、倒産処理手続は、手続開始後の管理処分権の存否により管理型と DIP 型に分けられます。

管理型とは、手続開始後に債務者の資産や事業についての管理処分権を債務者が喪失して、管理処分をするための第三者を選任する手続です。管理型の手続として、破産法の規律する破産手続、会社更生法の規律する会社更生手続があります。

他方、DIP (debtor in possession) 型とは、手続開始後も債務者が、資産や事業の管理処分権を原則として保持し続ける手続です。DIP 型の手続として民事再生法の規律する民事再生手続や会社法が規律する特別清算手続があります。

管理型手続	破産手続	破産法
	会社更生手続	会社更生法
DIP 型手続	民事再生手続	民事再生法
	特別清算手続	会社法 510 条～574 条、879 条～902 条

以 上